明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの
イ　発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
ロ　発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項
ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。
ニ　発電用原子炉の運転期間に関すること。
ホ　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
十二　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十七　［略］
十八　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
十九　［略］
二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十一　［略］

四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
十　発電用原子炉の運転期間に関すること。
十一　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　放射線測定器の管理に関すること。
十六　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十七　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十八　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十九　［同上］
二十　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十一の二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
［号を加える。］
二十四　［同上］
二十五　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。
二十六　［同上］
二十七　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十八　［同上］